

社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成29年4月改定)

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関して定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 社会福祉協議会の理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 社協運営委員及び事業評価検討委員
- (5) 心配ごと相談所相談員及び運営委員
- (6) 生活福祉資金貸付調査委員・福祉金庫運営委員
- (7) 地区社会福祉協議会事業推進委員
- (8) 歳末たすけあい配分委員
- (9) ボランティアセンター運営委員
- (10) 苦情解決第三者委員
- (11) 内部監査人

(報酬)

第3条 前条第1号に定める役員等の報酬については、勤務実態に応じて、評議員会の決議を得て、支給することができる。ただし、非常勤役員については報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が会議等に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、日額1,000円とする。ただし、心配ごと相談所相談員に支給する費用弁償の額は、日額1,500円とする。

(旅費)

第5条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の決議を得なければならない。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、昭和61年8月6日から施行する。

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月29日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。